

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、平成31年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられます。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	229,000
計				229,000

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	263,810	89,818		173,992	173,992
		4目 障害者福祉費	159,059	36,884	4,099	118,076	118,076
		5目 老人福祉費	547,804	94,123	13,908	439,773	439,773
		7目 障害者自立支援費	499,875	356,670		143,205	143,205
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	592,420	503,073		89,347	89,347
		3目 母子福祉費	235,518	51,569	8,403	175,546	175,546
		7目 児童発達支援費	102,129	76,596		25,533	25,533
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	6,288	209		6,079	6,079
計			2,406,903	1,208,942	26,410	1,171,551	1,171,551

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（557,000千円）の17分の7に相当する額

平成31年度は経過措置により17分の7（本則22分の12）

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費